

第3号議案 定款変更の件

定款第8条及び第9条を下記のとおり変更する。

【変更前】

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費を当年度内に納入しなかったとき。
- (4) 除名されたとき。

【変更後】

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員は、入会した事業年度を除き、前事業年度の末日までに会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 前条第2項に違反したとき。
- (4) 除名されたとき。

【変更理由】

事業の執行に支障をきたさないよう会費の納入期限を変更するもの。

※ 第9条に「会費を当年度内に納入しなかったときは、その資格を喪失する。」と定められているが、当年度の年会費が未納のまま退会されると、その間に生じる通信費や保険料等その会員に関わる諸経費が未収になる恐れがある。それを防ぐため、会費納入期限を変更する。

【附 則】

この定款は、定款変更認証の日又は令和6年10月1日のいずれか遅い日から施行する。